

2023年5月26日

「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令案」への意見  
一般社団法人 新経済連盟

提出意見及びその理由：

### 意見 1

(該当箇所)

全体

(意見及び理由)

#### 【基本認識】

○ アカデミックの領域では活発な教育・研究活動がグローバルに展開されているところ、ランキングによる格付けが行われているように、各大学とも諸外国の高等教育機関との競争に晒されているのが現実である。そうした中、東京 23 区内の大学のみに入学者のある学生の獲得を断念させるような行為を強いることは、当該大学の国際競争力を削ぐものであり、東京 23 区内に比較的有力な大学が集中している現状に鑑みても、潜在的に我が国の国力を弱める要因ともなりかねない。

○ 各大学とも切磋琢磨を通じて実績を積み重ね、魅力を高め、そうした中で学生を惹き付けるのが本筋であるところ、この循環の確立に困難を来している大学があるとするならば、本来採るべきは当該大学にインセンティブを付与するような手法であり、他の大学に制約を課すようなことを行うべきではない。大学それぞれが自助努力によりその能力を最大限に発揮できる環境を整備することこそが、高等教育分野における行政の果たすべき役割である。

○ その上で、国際的に熾烈な人材獲得競争が繰り広げられる中、日本国内のみならず海外からも高度なデジタル人材を獲得・育成していくという観点からも、世界中から優秀な学生が集まる魅力的なデジタル教育環境を国として戦略的に整備する必要がある。

○ 令和 4 年度第 2 次補正予算において、情報系学部・学科の定員拡大、カリキュラム改革等を目的として基金が造成（「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援」(3,002 億円)）され、本基金の活用等による、経済社会全体のデジタル時代への対応、なお一層のデジタル人材育成の質的・量的な強化が求められている。

○ 同事業では、デジタル等の特定成長分野への学部の転換に加え、学部の新設や定員増加も支援の対象とし、迅速な組織再編等の実現を図るとされているが、当連盟では、そもそも東京 23 区内の大学における定員増を抑制する規制（23 区規制）の見直しや撤廃を主張してきたところである<sup>1</sup>。また、「『地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律』の施行状況の検討に係る有識者会議」においても、「高度なデジタル人材については、産業界や地方公共団体から育成・確保を求めるニーズが極めて高く、需給バランスに著しい不均衡が生じていえるといえ、東京 23 区も含めた日本全体で絶対数を増やすことが産業競争力の強化のみならず、各地域に必要な人材を供給する上でも重要」とする案が示されており<sup>2</sup>、これが 23 区規制の例外措置に関する基本的な考え方であると認識している。

#### 【今回の改正案の問題点】

○ 今回の改正案の内容は、上記の考え方と比べ、例外措置の対象を大幅に限定する内容となっており、東京 23 区内の大学による学部新設・再編等を躊躇・断念させかね、ひいては大学の経営・改革の自由を制限する結果につながり得るものと危惧している。具体的には、以下の点が問題である。

- ① 本改正案では、定員増加抑制の例外措置の対象となる情報系学部・学科について、理学関係分野又は工学関係分野のみを対象とする形に限定されており、経済学や統計学など、関連するカリキュラムを含む他の分野が対象から除外されているが、高度な「デジタル人材」はこうした分野からも供給されることから、これらを対象に含めないことには疑念がある。DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に当たっては、経営管理や社会経済分析、諸外国との比較といった素養も必要となるところ、理学関係分野又は工学関係分野に特化し、そうした分野からの人材育成を怠ると、デジタル技術の活用・実装の際に支障が生じるおそれがある。
- ② 本改正案では、増加させる分の定員は、新学部等の完成年度以降 3 年以内（定員増の開始から 7 年以内）に増加前に戻すこととされているが、高度なデジタル人材育成を目的としているにも関わらず、一時的な定員増に限ること自体、本末転倒な施策であり明確に反対する。情報系学部等の迅速な新設や定員増を後押すためにも、大学がより中長期的・柔軟に組織再編を実施できるよう制度設計を図る必要がある。

---

<sup>1</sup> 令和 4 年 12 月 26 日 デジタル人材育成推進協議会（第 2 回）[議事録](#)

<sup>2</sup> 令和 5 年 2 月 16 日 第 3 回「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の施行状況の検討に係る有識者会議 資料 3 [議論のとりまとめ案](#)

- ③ 冒頭の基本認識において示したとおり、大学それぞれが国内外における競争環境に晒されている中、大学自らの意思ではなく、「地域分散型」学修の推進<sup>3</sup>といった施策ありきの体系でその立地や定員が制約を受けるような環境は、大学運営の自由を縛るものであり、各大学の国際競争力、ひいては我が国の科学技術力や経済力等の低下に直結しかねないものと憂慮する。

以上

---

<sup>3</sup> e-gov 特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）[参考資料](#)（デジタル人材育成に向けた支援施策）（令和5年5月24日参照）